

## 一般貸切旅客自動車運送事業 法令試験問題

### 【注意事項】

1. 携帯電話やスマートフォン等の電子機器の電源はお切りください。
2. 試験開始の合図があるまで、問題用紙は開けないでください。  
枚数は、表紙を含めて6枚あります。
3. 問題用紙に解答欄がありますので、問題用紙は持ち帰れません。
4. 試験開始の合図がありましたら、最初に「事業者名」「受験者名」「席番号」  
を確実に記入してください。
5. 本問題中「事業者」と記載しているものは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」  
を指します。また、設問の文中には、法令条文の一部を省略しているものが  
あります。
6. 試験中に、「過去問題を見る」等の禁止されている行為を確認した場合、  
不合格扱いとします。
7. 試験開始後30分経過した段階で、途中退席についてのご案内をします。  
解答が終わり途中退席を希望される方は、他の受験者の迷惑とならないよう  
静かに退出して下さい。退出後はご帰宅いただいて構いません。
8. 試験結果につきましては、郵送にて通知致します。

関東運輸局

申請者名（事業者名）

記入者名（受験者名）

席 番 号	
-------------	--

I. 次の1. から15. までの文章で、正しいものには ○ 印を、そうでないものには × 印を（            ）内に記入しなさい。

1. 事業者は、事業用自動車に少なくとも営業区域内の道路、地名、著名な建造物、公園、名所及び旧跡並びに鉄道の駅が明示された地図であつて地方運輸局長の指定する規格に適合するものを備えておかなければならない。**（運輸規則第29条）**  
(        ×        )
2. 一般旅客自動車運送事業者は、運送約款を定める場合、少なくとも運賃及び料金の收受並びに一般旅客自動車運送事業者の責任に関する事項を明確に定めなければならない。**（道路運送法第11条）**  
(        ○        )
3. 事業者は、法令の規定による通知に従い、一般貸切旅客自動車運送適正化機関に対し、負担金を納付する義務を負う。**（道路運送法第43条の15）**  
(        ○        )
4. 自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ、国土交通省令で定めるところにより検査標章を表示しなければ、運行の用に供してはならない。**（道路運送車両法第66条）**  
(        ○        )
5. 事業者は、運転者が疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、交替するための運転者を配置しておかなければならないが、夜間の運転に従事する場合にあつては、この限りでない。**（運輸規則第21条）**  
(        ×        )

6. 統括運行管理者は、法令に定める方法で行った日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定しなければならない。(道路運送車両法施行規則第32条)  
( × )
7. 一般旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させてはならない。(道路運送法第33条)  
( ○ )
8. 道路運送法における「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、無償で、自動車を使用して旅客を運送する事業である。(道路運送法第2条)  
( × )
9. 旅客自動車運送事業者は前年四月一日から三月三十一日までの期間に係る事業報告書を毎事業年度の経過後1年以内に提出しなければならない。(旅客自動車運送事業等報告規則第2条)  
( × )
10. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。(運輸規則第47条)  
( ○ )
11. 一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を阻害する結果を生ずるような競争をしてはならない。(道路運送法第30条)  
( ○ )
12. 事業者は、整備管理者を選任したときは、その日から十五日以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。(道路運送車両法第52条)  
( ○ )
13. 運行管理者は、自動車車庫を常に清潔に保持しなければならない。(運輸規則第44条)  
( × )
14. 一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。(道路運送法第22条)  
( ○ )
15. 事業者の運転者は、乗務中、運行指示書を携行しなければならない。(運輸規則第50条)  
( ○ )

- II. 一般貸切旅客自動車運送事業者の使用する自動車の事故に関する報告のうち「速報」に関する次の文中、( ) 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、( ) 内に記号を記入しなさい。

**(自動車事故報告規則第4条)**

- 事業者等はその使用する自動車について、次の各号のいずれかに該当する事故があつたとき又は国土交通大臣の指示があつたときは、省令の規定によるほか、電話その他適当な方法により、( ケ ) 以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。
- 自動車が転覆し、( ソ ) し、火災(積載物品の火災を含む。)を起こし、又は鉄道車両(軌道車両を含む。)と衝突し、若しくは接触したもの
- ( コ ) 又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令(昭和三十年政令第二百八十六号)第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう。)を生じたものであつて次に掲げるもの
- ( ア ) に1人以上の重傷者を生じたもの
- ( オ ) 以上の死者を生じたもの

ア. 旅客	イ. 故障	ウ. 1時間	エ. 追突	オ. 1人
カ. 5人	キ. 30日	ク. 15日	ケ. 24時間	コ. 死者
サ. 怪我人	シ. 重傷者	ス. 運転者	セ. 歩行者	ソ. 転落

- III. 旅客自動車運送事業者の従業員に対する指導監督に関する次の文中、( ) 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、( ) 内に記号を記入しなさい。

**(運輸規則第38条)**

- 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車の運転者に対し、国土交通大臣が( ケ ) で定めるところにより、主として運行する路線又は営業区域の状態及びこれに対処することができる( ス ) 並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について適切な指導監督をしなければならない。この場合においては、その( オ ) 及び内容並びに指導監督を行つた者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を( キ ) において( ア ) 保存しなければならない。

ア. 三年間	イ. 一年間	ウ. 経路	エ. 教育	オ. 日時、場所
カ. 報告	キ. 営業所	ク. 精神	ケ. 告示	コ. 電子媒体
サ. 車庫	シ. 基準	ス. 運転技術	セ. 通達	ソ. 指導監督

IV. 次の文中の（ ）の部分にあてはまる語句を 答. \_\_\_\_\_ の欄に記入しなさい。

1. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、五年ごとにその（ ）を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。(道路運送法第8条)

答. 更新

2. 事業者は、旅客自動車運送事業（一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）の輸送の安全に関する業務として、事業用自動車の点検及び整備の管理に関する業務に（ ）以上従事した者を安全統括管理者に選任できる。(運輸規則第47条の5)

答. 三年

3. 旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を受け付けた場合には、法令に掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して（ ）間保存しなければならない。(運輸規則第3条)

答. 一年

4. 自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を（ ）に適合するように維持しなければならない。(道路運送車両法第47条)

答. 保安基準

5. 一般旅客自動車運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を（ ）しなければならない。(道路運送法第29条の3)

答. 公表

V. 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の標準適用方法を用いて運賃を計算する場合、正しいものには ○ 印を、そうでないものには × 印を（ ）内に記入しなさい。

(一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法)

- ① キロ制運賃の走行距離は、出庫から帰庫までの距離をいい、回送距離は含まない。 ( × )
- ② 走行距離の端数は、10キロ未満は切り捨てる。 ( × )
- ③ ガイド料、有料道路利用料、航送料、駐車料、乗務員宿泊料その他旅客の求めにより運送以外の経費が発生した場合には、その実費を旅客の負担とする。 ( ○ )
- ④ 走行時間が3時間未満の場合は、走行時間を3時間として計算する。 ( ○ )
- ⑤ 小型車の区分の基準は、車両の長さ7メートル以下で、かつ旅客席数29人以下である。 ( ○ )

VI. 道路運送法に関する次の条文について、（ ）内に入る字句として正しいものを下欄から選び、（ ）内に記号を記入しなさい。

(道路運送法第1条)

- ・道路運送法は（ **イ** ）と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の（ **サ** ）の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、（ **ケ** ）を確保し、道路運送の（ **カ** ）の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって（ **セ** ）を増進することを目的とする。

ア. 供給	イ. 貨物自動車運送事業法	ウ. 車両数	エ. 適正な運営	オ. 事業者
カ. 利用者	キ. 旅客の利便	ク. 旅行業法	ケ. 輸送の安全	コ. 訪日外国人
サ. 需要	シ. 道路運送車両法	ス. 利益	セ. 公共の福祉	ソ. 道路交通法